

A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書

野田総理は、本年11月のアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において「環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや日米両国政府の発表に矛盾が生じるなど、T P Pをめぐる混乱に拍車がかかっている。

総理は、交渉において国民皆保険制度については「断固我が国の制度を守るために交渉する」と述べる一方、コメの関税については「守るべきは守る」とあいまいさを残す発言をするなど、交渉において真に国益を守ろうとする気概が感じられない。

T P P交渉参加に当たっては、交渉で協議されている事項や我が国のメリット・デメリットなどの情報が国民に示されないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特にT P Pは「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにもかかわらず、このことに我が国がどのように対応するのかが不明確な中で参加に向けた協議に踏み切ったことは、拙速と言わざるを得ない。

T P P交渉参加表明には与野党を問わず慎重な意見が続出し、地方議会でも反対する意見書が相次いで可決される中、事実上の交渉参加を表明したことは極めて遺憾であり、本県議会はこれに断固抗議するものである。

よって、国においては、T P Pに対する国民的議論が熟すよう、交渉で得られた必要な情報を速やかに明らかにし、メリット・デメリットをわかりやすく説明するなど、国民への情報開示と説明責任を果たすとともに、正式な交渉参加を行うことのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

徳島県議会議長 岡 本 富 治